

第8章 教育、訓練及び普及啓発

8.1 政策・措置の考え方

近年の二酸化炭素排出量を部門別に見ると、国民のライフスタイルに密接に関連する民生部門、運輸部門で増加傾向が顕著である。地球温暖化防止のためには、国民一人ひとりが大量消費・大量廃棄型のライフスタイルを改め、省資源・省エネルギーやリサイクルなどに取り組むとともに、新エネルギーや原子力などの非化石エネルギーの利用について考えていくことが重要となっている。このため、家庭教育、学校教育、社会教育等教育の場を通し、地球温暖化問題やそれに密接に関係するエネルギー問題について学習する機会を提供する。また、都道府県地球温暖化防止活動推進センターの全国展開を図るとともに、マス・メディアによる広報、パンフレットの配布、シンポジウムの開催等を通じ、普及啓発活動を進める。さらに、国民的取組のリーダーあるいはアドバイザー的な役割が期待される環境 NGO 等に対し、支援を強化する。

8.2 環境教育・環境学習等の推進

8.2.1 概要

地球温暖化防止のための取組を国民生活の中に根付かせていくため、家庭、学校、地域、企業等様々な場面において、地球環境を守ることの重要性、地球温暖化問題と日常生活のつながり、地球温暖化問題に密接に関係するエネルギー問題、具体的に実行できる地球温暖化防止の取組実例等について、学ぶ機会を積極的に提供する。

8.2.2 具体的施策

学校教育における環境教育等の推進

2002年度から実施される新学習指導要領において、理科などの各教科等における環境に関わる内容を充実させるとともに総合的な学習の時間で、環境について教科横断的・総合的に学習できるようにした。また、具体的な推進施策として環境教育推進モデル市町村の指定、環境学習フェア及び環境教育担当教員講習会の開催、環境のための地球学習観測プログラム（GLOBE）モデル校及びエコスクールの指定を行っている。また、児童生徒が、リサイクルへの理解をより深める契機となるよう、教科書への再生紙の使用が進められている。さらに、地球温暖化とエネルギー消費の密接な関連に鑑み、今後とも各学校における資源・エネルギーに関する教育について充実を図っていく。

社会教育その他多様な場における環境教育・環境学習

環境教育・環境学習への多様な主体の取組の推進、体験を重視した教育・学習の場や機会の拡大を図るため、グリーン教育モデル事業、こどもエコクラブ事業や子どもパークレンジャー事業を充実させるとともに「体験的環境学習推進事業」、「環境学習支援事業」等を行う。

グリーン教育モデル事業

全国地球温暖化防止活動推進センター及び財団法人省エネルギーセンターが共同して地球温暖化問題に関する情報提供・省エネルギー教育教材の提供等、エネルギー・環境教育の支援を実施している。

2001年からは、教育委員会等を通じて、「省エネルギー教育推進モデル校」を募集し、重点的な支援を行っている。

こどもエコクラブ事業

1995年より、小中学生の環境に関する活動を側面から支援する「こどもエコクラブ」事業を開始し、クラブ数の拡大、活動内容の充実への協力等を進めている。

子どもパークレンジャー事業

1999年より、小中学生を対象に国立公園等の自然の中で各種環境保全活動を体験する「子どもパークレンジャー」事業を開始し、自然とのふれあいの推進を図るとともに環境保全の理解等を深めている。

都市公園における環境教育

市民の環境活動や指導者育成等の拠点となる「環境ふれあい公園」整備事業を1996年度から実施している。また、都市緑化意識の高揚、啓発を図るため、「緑の相談所」の設置や住民参加、協力により樹林地の創出を行う「平成の森づくり事業」を実施している。

国有林野を活用した森林環境教育等

全国の森林管理局・署では、国有林野を活用した森林環境教育、森林・林業体験学習の取組に対し、助言や技術指導等の支援を実施している。

8.3 地球温暖化防止に関する普及啓発活動

8.3.1 概要

地球温暖化防止のためには、国民一人ひとりが自らのライフスタイルを変革することが不可欠であり、そのためには国民の理解と行動が求められる。政府は、国民の地球温暖化防止に関する理解を深め、行動を促すために、地球温暖化問題に関する普及啓発活動を進める。また、さらに国民へのわかりやすい地球温暖化防止対策に取り組む。

8.3.2 具体的施策

全国地球温暖化防止活動推進センター、都道府県地球温暖化防止活動推進センターを通じた取組

1999年4月に施行された「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、全国地球温暖化防止活動推進センター、都道府県地球温暖化防止活動推進センターが地域に密着した地球温暖化対策に関する普及啓発や広報活動を行っている。

全国地球温暖化防止活動推進センターは1999年7月に財団法人日本環境協会が指定され、都道府県地球温暖化防止活動推進センターは2001年12月時点で全国に11ヵ所指定されており、地域での地球温暖化対策の推進役として期待されている。

地球温暖化防止活動推進員の活動

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、都道府県知事に委嘱された地球温暖化防止活動推進員による、住民に対する普及啓発活動や日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための助言等の活動を進めている。

グリーン購入の推進

2000年に策定された「国等による環境物品等の調達に関する法律」(グリーン購入法)では、使用に伴い排出される温室効果ガス等による環境負荷が少ないことなどを環境物品等の考え方として定めており、同法に基づいて定められた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に即して国等の各機関の環境物品等の優先的調達を推進するとともに、地方公共団体や事業者、国民についても環境物品等の選択に努めるよう求めている。

「環境月間」を中心とした取組

毎年6月の「環境月間」及び6月5日の「環境の日」を中心に、国や地方公共団体が各種の環境保全の普及啓発活動を進めている。具体的には、環境展「エコライフ・フェア」や各種講演会、シンポジウム、全国各地でのタウンミーティング等のイベントの実施、パンフレット、ポスター、ビデオ等の作成・配布、環境保全功労者の表彰等を行っているほか、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等各種媒体を通じての広報活動を進めている。

「地球温暖化防止月間」を中心とした取組

毎年12月を「地球温暖化防止月間」とし、国や地方公共団体等が地球温暖化防止に関する各種の普及啓発活動を進めている。具体的には、地球温暖化防止シンポジウムや各種講演会等のイベントの実施、エコロジーグッズの展示、パンフレット・ポスター等の作成・配布、地球温暖化防止功労者の表彰等を行っているほか、各種媒体を通じての広報活動を進めている。

「オゾン層保護対策推進月間」を中心とした取組

9月16日の国際オゾン層保護デーに合わせ、毎年9月をオゾン層保護対策推進月間とし、パンフレット・ポスターの配布、各種講演会及びセミナー等の実施やパネル展示といった、オゾン層保護に係る普及啓発を進めている。2001年度については、特に、オゾン層保護及び地球温暖化防止を目的として2001年6月に成立した、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」(フロン回収破壊法)の円滑な施行に向けた普及啓発活動を実施した。

省エネルギーについての普及啓発

省エネルギー・省資源対策推進会議等においては、毎年2月を「省エネルギー月間」、毎月1日を「省エネルギーの日」、8月1日を「夏の省エネ総点検の日」、12月1日を「省エネルギー総点検の日」とし、各省庁に対しパンフレットの配布、シンポジウムの開催等重点的な普及啓発活動の実施を求めている。更に、国民各層の省エネルギーの取組の目安となるよう、毎年「夏(冬)季の省エネルギー対策について」を決定し、産業界や民生に対する普及啓発の強化を図っている。

リサイクルについての普及啓発

リサイクル活動の促進を図るため、毎年10月を「リサイクル推進月間」とし、この期間を中心として、アイデアコンクール等の普及啓発活動を実施している。

新エネルギーについての取組

新エネルギー関連の機器は、既に製品化されてはいるが未だコストの高いものが多いため、優れた機器や導入事例の表彰制度、セミナー・シンポジウムの開催等普及啓発活動や導入補助を行って初期需要を喚起し、これによる量産効果によりコスト低減を図る。

原子力についての普及啓発

原子力については、安全の確保を大前提とし、積極的な情報公開による透明性の確保と国民の声の反映により、信頼の形成を図るとともに、各種媒体や素材を用いた正確で分かりやすい情報の提供、小・中・高校生、あるいは教師用副読本の提供、シンポジウムやセミナーの開催等により、原子力政策に関する国民的合意形成に向けた「広聴・広報活動」の抜本的強化を図る。

国土緑化・都市緑化についての普及啓発

国土緑化に関する普及啓発活動としては、「緑の募金法」に基づく緑の募金運動、毎年春に行われる全国植樹祭、春期における都市緑化推進運動(4~6月)、毎年10月の「都市緑化月間」等があり、これらを中心に各種の行事や活動が展開されている。

また、全国各地で推進されている「国民環境基金(ナショナル・トラスト)運動」について、シンポジウムの開催等により普及・拡大を進めている。

運輸部門の環境問題についての普及啓発

地球温暖化問題、エコドライブなどの省エネ対策、大気汚染問題等、運輸部門における環境問題について、パンフレットを作成し、地方公共団体、関係業界、一般国民に対し配布することで、地球環境問題等への意識の向上や具体的な取組の実施を求め、国全体として運輸部門における環境対策を推進する。

低燃費車等についての普及啓発

自動車の燃費、二酸化炭素排出量等を取りまとめた「自動車燃費一覧」を作成・配布するとともにインターネット等を通じて最新の情報提供を行うことにより低燃費車等の普及を促している。

地球温暖化の実態と予測に関する情報提供

「気候変動監視レポート」「地球温暖化予測情報」「異常気象レポート」等、気候変動の実態と予測に関する情報を刊行物として一般への提供を行い、気候変動に関する最新の知見の啓蒙・普及を実施している。

また、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第三次評価報告書の政策決定者向け要約（SPM）および技術要約（TS）の日本語版を作成するとともに、印刷物やインターネットによる提供を実施している（一部予定）。

国民的取組の推進

地球温暖化の防止を推進するためには、日常生活の中で実行できる身近な対策の積み重ねが重要であることから、国民一人ひとりが取り組んでいくことの働きかけを行っている。例えば、家庭における電気・ガス等のエネルギー使用の推移を記録していく環境家計簿の普及促進や2001年10月より「家庭でできる10の取り組み」を提唱し、アイドリングストップや家電製品の待機電力の削減等の家庭における温室効果ガス排出量の削減対策について、パンフレットの配布等により働きかけを行っている。

8.4 環境 NGO 等の支援

8.4.1 概要

地球温暖化防止に取り組むに当たっては、環境 NGO 等の民間団体の活発な活動、健全な発展が欠かせない。また、環境 NGO 等の団体には、地球温暖化防止に対する国民的取組のリーダーあるいはアドバイザー的な役割も期待される。しかし、そのような団体の中には、資金不足で十分に活動できない団体も多く、従来より、国あるいは地方公共団体等が財政的な支援等を行っている。今後とも、環境 NGO 等の団体に対し、その活動の趣旨を歪めない範囲で、支援を強化していくこととしている。

8.4.2 具体的施策

環境事業団の地球環境基金等

環境事業団に国、民間等の拠出による「地球環境基金」が設置されており、毎年、環境 NGO 団体が国内あるいは海外で行う緑化、リサイクル、自然保護等の活動に対し、助成その他の支援を行っている。また、総務省の寄附金付郵便葉書等による寄附金の配分等においても、民間団体の環境保全に関する事業も対象となり、支援が行われている。

地方公共団体における地域環境保全基金

地方公共団体においては、各地方公共団体が有する「地域環境保全基金」の活用により、環境 NGO 等の団体の各種環境保全活動を支援している。

「地球環境パートナーシッププラザ」における取組

1996年10月に環境庁と国連大学との共同事業として開設した地球環境パートナーシッププラザにおいて、気候変動枠組条約に NGO の意見を反映するメカニズムづくりについて調査研究結果をまとめるとともに、アジェンダ21の実施における NGO の参加の促進、特に地球温暖化防止における NGO の役割などについての国際的なシンポジウムの開催、地球温暖化問題に関する国内外の広範な資料の収集・提供などの事業を行う。

環境カウンセラー登録制度

民間団体をはじめとして、消費者、事業者等の環境保全活動に関する相談に応じたり、助言を行ったりする人材として、専門的な知識や豊富な活動経験を有する者を「環境カウンセラー」として審査・登録し、当該登録簿を広く一般に公表するとともに、環境カウンセラーを対象とした研修の実施や、環境カウンセラーが活動する場や機会を拡大することにより、民間団体等の環境保全活動を支援する。

民間植林協力の支援

林野庁では、国際緑化推進センターを通じた支援として、民間植林協力推進支援事業を実施。本事業により、NGO 等の植林プロジェクト支援、NGO との連携強化、植林技術者の育成等を実施している。

森林づくり活動の場の提供

森林づくりボランティア団体等に国有林野をフィールドとして提供する「ふれあいの森」の設定を推進している。

寄附金付郵便葉書等を利用した地球環境保全事業への支援（再掲）